会 員 規 約

公益財団法人廃棄物・3 R研究財団定款第 46 条の第 2 項の規定に基づき、公益財団法人廃棄物・3 R研究財団会員規約を定める。

(会員の種類)

- 第1条 会員は会員 A、会員 B、会員 C、会員 D 及び名誉会員の 5 種類とする。
- 2 会員 A は市町村等とする。
- 3 会員 B は一般社団法人日本環境衛生施設工業会、一般社団法人環境衛生施設維持管理業協会、廃棄物研究コンサルタント協議会の会員及び一般社団法人日本自動車車体工業会特装部会の車両メーカー等出捐企業とする。
- 4 会員 C は廃棄物処理と関連する法人とする。
- 5 会員 D は都道府県及び廃棄物処理と関連する団体とする。
- 6 名誉会員は本財団に功労のあった者又は学識経験者であって、理事会において推薦され た者とする。

(入会)

- 第2条 会員 A、会員 B、会員 C 及び会員 D になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けるものとする。
- 2 理事長は入会を承認したときは、会員台帳に登録し、その旨を申込者に通知するものとする。

(会費)

- 第3条 会費等は会員の種類ごとに別表に掲げるとおりとする。
- 2 会員 B 及び会員 C の区分は、理事長が申込者と協議して定める。

(特別の措置)

第3条の2 理事長は、平成29年7月に本財団の公益目的事業として「我が国循環産業の国際展開支援事業」が追加されたことを踏まえ、当該事業に使用するための経費の拡充のため、前3条の規定にかかわらず、会員の種類、会費の額等に関し特別の措置を定めることができる。

(会費の使途)

第4条 第3条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業 に使用する。 (退会)

- 第5条 会員が退会しようとするときは、その旨を書面で届出なければならない。
- 2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員のサービスの停止)

第6条 会費の納入を怠った者に対しては会員としてのサービスを停止するものとする。

(除名)

- 第7条 会員として相応しくない行為があった者又は会費の納入を怠った者は理事会の決議 により除名することができる。
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6号に該当するに至った ときは理事会の決議により除名する。

(改正)

第8条 この規約は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第9条 この規約の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

・この規約は、公益法人の設立の登記の日をもって施行し、従前の会員規約については、この規約の施行をもって廃止する。 (平成23年6月9日理事会決議)

附 則

・この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月5日理事会決議)

別 表

種類	区分	会費 (年間)	入 会 金 (入会時)
会員A	1 人口 500 万人以上	300,000 円	100,000 円
	2 " 150~500 万人	200,000 円	ただし、社団法人全国都市
	3 " 50~150万人	100,000 円	清掃会議会員及び廃棄物処理
	4 " 20~ 50万人	50,000 円	PFI関連事業者は免除
	5 " 10~ 20万人	30,000 円	
	6 " 10 万人未満	20,000 円	
	7 廃棄物処理PFI関	20,000 円	
	連事業者		
会員B	1	1,000,000 円	
	2 区分については	600,000 円	
	3 理事長と別途協	300,000 円	免 除
	4 議	200,000 円	
	5	100,000 円	
会員C	1	300,000 円	500,000 円
	区分については	200 000 111	200 000 [
	2 理事長と別途協 議	200,000 円	300,000 円
	3	100,000 円	100,000 円
会員D	1 都道府県	20,000 円	100,000 円
	2 団 体	50,000 円	ただし、都道府県は免除
名誉会員		免除	免 除